

時・令和7年6月13日（金）

於・特許庁特別会議室＋Teams会議室

産業構造審議会知的財産分科会 第12回商標制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		5
1	商標審査の現状		5
2	インターネット上の国境をまたいだ商標の使用		6
3	仮想空間における商標の保護		14
4	生成A I 技術の発達を踏まえた商標制度上の整理		25
5	公報におけるプライバシーの保護		27
3. 閉	会		32

開 会

○田岡総務課長 定刻から数分早いのですが、予定の皆様、オンラインでの御予定の方もおそろいでございますので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第12回商標制度小委員会を開会させていただきます。

プレスの皆様、ただいまから議事に入る前までの10分間程度はカメラ撮影可能となりますので、その時間内によりしく願います。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

事務局長を担当いたします総務課長の田岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、本日の議事進行につきまして田村委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。議事に移る前に、新たに就任された委員の紹介と出欠状況及び定足数等についての御説明を事務局からお願いいたします。

○田岡総務課長 それでは、今回新たに就任された委員を御紹介させていただきます。簡単に結構ですので、一言ずつ御挨拶を頂戴できますと幸いです。

一般社団法人日本知的財産協会副理事長、中外製薬株式会社参与・知的財産部長、奥脇智紀委員でございます。

○奥脇委員 御紹介にあずかりました中外製薬の奥脇と申します。今回はどうぞよろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 よろしく願います。

続きまして、梶原工業株式会社代表取締役社長、梶原靖友委員でいらっしゃいます。

○梶原委員 御紹介いただきました梶原工業の社長の梶原靖友と申します。弊社は食品加工機械メーカーでありまして、和菓子の餡や、カレーライスのカレーなどを加熱攪拌するような大型の調理機械を製作している中小企業でございます。中小企業の視点から意見が出せればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 よろしく願います。

それでは、オンラインで御参加でございますけれども、東京地方裁判所知的財産権部部総括判事、高橋彩委員でいらっしゃいます。

○高橋委員 御紹介にあずかりました東京地裁の民事46部の部総括、高橋でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 よろしく願いいたします。

それでは、日本弁理士会商標委員会委員長、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁理士、中山真理子委員でいらっしゃいます。

○中山委員 中山真理子です。日本弁理士会商標委員会の委員長をしております。私は、2001年から弁理士としまして商標の実務をメインにして代理人をしております。主に代理人実務の立場からいろいろ検討をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 よろしく願いいたします。

続きまして、東京造形大学造形学部准教授、村上画里委員でいらっしゃいます。本日はオンラインで御参加でございます。

○村上委員 初めまして。村上と申します。東京造形大学という美大なのですが、私の専門、知的財産法でして、共同研究で、ただいま、生成AIですとかメタバースの利活用に関して研究を進めております。学術的な観点からお役に立てれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 よろしく願いいたします。

続きまして、日弁連知的財産センター意匠、商標、不正競争防止法PT座長、室谷法律事務所弁護士、室谷和彦委員でいらっしゃいます。本日はオンラインで御参加でいらっしゃいます。

○室谷委員 ただいま御紹介にあずかりました弁護士の室谷でございます。事務所は大阪でございます、専らオンラインでの参加になるかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 よろしく願いいたします。

以上、6名の方に新たに委員に御就任いただきました。

次に、委員の皆様の出欠状況でございますが、本日は会議室にお越しいただいております田村委員長、石井委員、大向委員、奥脇委員、梶原委員、島並委員、中山委員に加えまして、オンラインにて、井関委員、高橋委員、村上委員、室谷委員が御出席いただいております。

本日、11名の委員の皆様全員が御出席ですので、産構審運営規程第13条第6項に基づき、

本日の委員会は成立となります。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。会場の皆様には、タブレットに格納させていただいております。議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料１、商標審査の現状、資料２、商標制度に関する検討課題について、参考資料１、公報におけるプライバシーの保護でございます。もしお困りの方は、お席で挙手いただくなど合図していただければ担当の者が対応いたします。

また、質疑などにおきまして御発言いただく場合は、会議室にいらっしゃる方は挙手をいただきまして、指名されましたら、卓上マイクをオンにして御発言をお願いいたします。オンラインで御出席の委員の皆様におかれましては、挙手ボタンにて御発言希望の旨お知らせください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、議事の公開の扱いでございます。本小委員会では、プレスの傍聴につきましては、会場及びウェブ傍聴を可能としております。一般の方の傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も、原則として公開いたします。

事務局からの説明は以上となります。

○田村委員長 ありがとうございました。

続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の小野長官から御挨拶をいただきたいと思います。

○小野長官 特許庁長官の小野でございます。本日は、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この商標制度小委員会は、令和４年以来、２年半ぶりということでございます。前回、他人の氏名を含む商標、それから、コンセント制度、これにつきまして御審議をいただきました。その内容につきましては令和５年の知財一括法に盛り込むことができまして、誠にありがとうございます。

この法施行の状況でございますけれども、商標審査基準ワーキンググループで詳細に検討いただいた審査基準に基づきまして、他人の氏名を含む商標、それからコンセント制度を適用した商標の審査を行っておりまして、登録例も出てきております。

そして、今回の議題でございますけれども、昨今、ＤＸが加速しておりまして、国境をまたいだサービスの増加、それから仮想空間ビジネスというものが拡大しております。生

成A I 技術の発展によりまして、創作活動の環境も大きく変化しているということでございまして、この状況に応じて、昨年以來、特許制度小委員会、それから意匠制度小委員会、こちらのほうで議論をしているという状況でございます。本日は、特許意匠制度における議論と同様に、主に4つの論点につきまして、商標についてもどうかということを御議論いただくということでございます。

1つ目が、インターネットの国境をまたいだ商標の使用についてでございます。特許に関しては、発明の構成要件の一部が国外にある場合の実質的に国内の実施行為と認められるための要件について議論しているということでございます。これについて、商標についてはどうかということでございます。

2つ目が、仮想空間における商標の保護でございます。意匠に関しては、仮想空間におけるデザインについて、制度的措置を含めて検討を行っております。商標に関しても、仮想空間上の商品に係る商標の登録の在り方、権利行使の在り方、これについて御議論いただきたいと思っております。

3点目は、生成A I 技術の発達を踏まえた商標制度上の整理でございます。既にA I と発明、それからA I とデザインについての議論を始めておりますけれども、商標についても生成A I を利用して作成された商標が出願された場合、登録商標のデータをA I に学習させる場合の考え方の整理などについて御議論いただくということでございます。

最後に、商標審査の現状について御報告をさせていただくとともに、公報におけるプライバシーの保護についても御議論いただく予定でございます。

というわけで、限られた時間でございますけれども、委員の皆様からぜひ忌憚のない御意見をお願いする次第でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございました。

議 事
商標審査の現状

○田村委員長 それでは、議事に入ります。まず、「商標審査の現状」について、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。「商標審査の現状」について、資料１に沿って御報告いたします。

２ページから７ページは、近年の出願件数の推移や審査期間などです。

それでは、２ページを御覧ください。出願件数は、2022年以降、全体として減少傾向にあります。最近は、緩和しつつあるものの、増加傾向とは言えない状況です。

３ページを御覧ください。米国、欧州、中国、韓国の各知財庁への出願もおおむね同様の傾向です。

４ページを御覧ください。国内ユーザーの出願が減少した要因として、新規ブランドの立ち上げの減少や出願商標の厳選が進んだことなどが考えられます。

５ページを御覧ください。出願があってから結果を通知するまでの審査期間については、適正と考える期間を維持しております。

６ページを御覧ください。審査の品質面については、ユーザー評価調査を実施し、維持、向上に努めております。

７ページを御覧ください。また、審査の品質向上を図るため、ＡＩ技術の活用可能性も検証・試行しております。

続けて、制度の運用状況を御報告します。９ページを御覧ください。他人の氏名を含む商標について、本小委員会で検討いただいた内容を踏まえ、法律を改正し、昨年４月に施行しました。

10ページを御覧ください。商標審査基準ワーキンググループで詳細に検討いただいた審査基準に基づき、審査を行っています。

11ページを御覧ください。改正前には登録にならなかった他人の氏名を含む商標について、改正後に出願があって登録になった例です。

12ページを御覧ください。コンセンスト制度についても、本小委員会で検討いただいた内容を踏まえ、法律を改正し、昨年４月に施行しました。

13ページを御覧ください。他人の氏名を含む商標と同じく、ワーキンググループで検討いただいた審査基準に基づき審査を行い、登録になった例です。

コンセント制度の適用により登録されたことは、商標公報等で確認でき、J-PlatPatにおいて検索することも可能です。

14ページを御覧ください。新しいタイプの商標について、制度導入後約10年弱で出願又は登録された件数の累計になります。

15ページを御覧ください。こちらは地域団体商標です。制度運用20年目となり、約780件の登録があります。

16ページを御覧ください。地域団体商標の活用支援により、地域の活性化に資するよう取り組んでいます。

17ページを御覧ください。こちらが最後のスライドになります。商標制度の利用促進について様々なアプローチを実施中です。潜在ユーザーへの普及啓発として、出願件数の減少の要因分析とともに、活用を促す効果的な制度周知策や運用等の在り方を検討するため、調査も行う予定です。

以上でございます。

○田村委員長 では、ただいまの「商標審査の現状」に関する事務局からの御説明に關しまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、本議題につきましては、自由討議は以上とさせていただきます。

インターネット上の国境をまたいだ商標の使用

○田村委員長 次に、「インターネット上の国境をまたいだ商標の使用」について、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○尾茂商標審査企画官 説明いたします。商標審査企画官の尾茂です。

資料2、商標制度に関する検討課題について説明いたします。本日は、お時間が限られているため、ポイントのみをかいつまんで御説明いたします。

スライド1を御覧ください。こちらは、今回の審議会を開催するに至った背景を説明したスライドとなります。詳細な説明は割愛いたします。

スライド2を御覧ください。こちらの3つの論点が本日御議論いただく内容でございます。それでは、早速1つ目から御説明いたします。

スライド3を御覧ください。

1つ目のテーマです。スライド4を御覧ください。こちらは同じテーマについて、特許制度小委員会での検討状況を紹介したものです。詳細な説明は割愛いたします。

ここで、スライドが飛びますが、スライド7を御覧ください。こちらが商標制度における問題の所在となります。スライド下段の図を御覧ください。商標で問題となり得るケースを示しております。海外にサーバーがあり、吹き出しにありますように、そこにあるプログラムによりショッピングサイトが表示されております。ショッピングサイト上には日本の登録商標が表示されているところ、そのサイトを見ているのは日本の需要者であるというような場合に、そのサイトにおける商標の表示は、日本国内における商標の使用と言えるのかというところが問題となります。

また、スライドが飛びますが、スライド9を御覧ください。考え方の参考となるものとして幾つか裁判例を御紹介いたします。まず1つ目のカテゴリーは、不使用取消審判の訴訟です。説明に先立ちまして、結論から申し上げます。

裁判例により示されている考え方はスライド上段にございます。すなわち、1つ目の矢印にございます、日本国内における商標の使用に該当するか否かにつきましては、2つ目の矢印、マーカー部分にございます。日本の需要者を対象としたものか否かで判断されていると考えられます。

スライド下部の事例の説明は割愛をいたします。

スライド10を御覧ください。こちらの事案を紹介いたします。1つ目のポツですが、指定商品が化粧品、登録商標がCOVERDERMとなります。サーバーは海外にございました。

3つ目のポツですが、判決はこのように述べています。すなわち、このウェブサイトは、日本語で商標、COVERDERMに関するブランドの歴史や実情等を紹介していました。そして、その化粧品を買うための注文フォームや注文の送信ボタンも日本語で記載されていました。したがって、黄色マーカー部分ですが、本件ウェブサイトは、日本の需要者を対象とした注文サイトであることは明らかであると判示されています。ここでも、日本の需要者を対象としたものか否かで判断がされております。

スライド11を御覧ください。こちらの事例につきましても同様の判断がされております。説明は割愛いたします。

スライド12を御覧ください。これまでは不使用取消審判の訴訟を紹介しましたが、侵害

訴訟におきましても同様の考え方が示されております。事案の詳細につきましては説明を割愛いたします。

スライド飛びまして、スライド14を御覧ください。本判決において、注目すべきポイントとして、日本国内における商標の使用に当たるかについて、W I P O 共同勧告という国際的なガイドラインに当てはめて判断をしています。

スライド15を御覧ください。W I P O 共同勧告について御説明いたします。2つ目の矢印に、W I P O 共同勧告の位置づけがございます。共同勧告は条約ではございませんが、各国がガイドラインとして考慮することができるものです。

3つ目の矢印がW I P O 共同勧告の内容を示したものです。全ての関連する状況を考慮して、商業的効果というものがその国で生じているのかということで、その国で商標を使用したかを判断します。

では、どのような状況、要素を考慮するのかというのが4つ目の矢印です。まず、その国で実際にビジネスを行っているのか、次に、ウェブサイト上でその国の通貨や言語が使用されているのかといった点が例示されております。

スライド戻りまして恐縮ですが、スライド14を御覧ください。先ほど述べたW I P O 共同勧告の考慮要素に当てはめて総合考慮した上で、日本国内における商標としての使用には当たらないと判示されております。

このように、裁判例においては、W I P O 共同勧告に例示されているような様々な要素を総合考慮した上で、日本の需要者に向けられたものであるか否かで日本国内における使用かが判断されております。

飛びまして、スライド17を御覧ください。先ほど述べた考え方について、ユーザーの皆様意見に伺ったものです。「評価」とございますように、賛同いただいております。詳細な説明は割愛いたします。

スライド18を御覧ください。今まで御説明した内容をまとめたものとなります。スライド上部1つ目の矢印です。インターネット上の国境をまたいだ商標の使用について、商標法においては、裁判例やW I P O 共同勧告において挙げられた要素が参考になります。

2つ目です。こうした要素を総合考慮し、日本の需要者に向けられていると評価できる場合には、日本における商標の使用に該当するものと考えられると整理いたしました。この点につきまして、特許制度小委員会における議論は引き続き注視する必要があるものの、現行の商標制度で一定の整理がなされているのではないかと我々としては考えております。

したがいまして、特許法のような差し迫った改正の必要性は現時点ではないのではないかと考えております。こちらの点につきまして、御審議いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 では、ただいまの「インターネット上の国境をまたいだ商標の使用」に関する事務局からの御説明に関しまして御意見・御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。

奥脇委員、よろしくお願いします。

○奥脇委員 御説明いただき、どうもありがとうございます。僕も、侵害行為として判断される場合としまして日本の需要者を対象にしているというところは、判断基準として理解はできます。一方で、すしざんまいさんの事例もあったとき、これはどちらかというところ日本の需要者を対象にしていないという事例ですけれども、ただ、これは結構クリアな事例だと思うので、この中間的な間に陥るような事例はどのように判断されるのか。例えば日本に対して積極的には表示していないのだけれども、日本でものが買えてしまうという行為が起きた場合にはどう判断するのか。たまたま買えてしまうという状況もあると思いますので。

私、製薬業界にいますので、製薬業界って偽薬品の問題が結構あって、偽薬を使うということは人の生命にも関わるので、どうそういうものを商標権使って抑えたいのかというところは1つ大きな課題でありますので、そういうものも含めて整理していただけると、ユーザーにとっても非常に助かるのではないかと考えております。

また、このW I P Oの勧告、四半世紀ぐらい前の勧告ですし、その以降、日本の状況においても、ダイバーシティや、外国人が多くいる、環境も大きく変化してきていますし、ものを買うときの決済の方法、決済できる通貨もいろいろ多種多様になってきていますので、こういう言語とか通貨という視点からどういう考え方に今後なるのかというのも一度整理していただけますと、知財ユーザーとしては非常に助かるかと考えております。

私から以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

○尾茂商標審査企画官 御意見ありがとうございます。御指摘の中で、W I P O共同勧告が25年前のものであるという御指摘もございました。確かに、W I P O共同勧告が採択されてから様々な変化が起きているところでございます。また、他方、言及がございましたすしざんまい事件においてもW I P O共同勧告が触れられておりますので、こちらのガイ

ドラインとしての意義もまた一定程度あるものと考えております。

また、W I P O 共同勧告において示された考慮要素というのはあくまで例示というところでございまして、今後の取引状況の変化に応じて考慮要素が見直されることもあり得ると考えてございます。我々としましては、今後も裁判例等の動向を注視した上で、必要に応じてこの考慮要素というものは時代に合わせて検討していきたいと考えてございます。

○奥脇委員 どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

梶原委員、お願いします。

○梶原委員 ありがとうございます。国内商標権につきましては、『日本の需要者に向けられている』と評価できる場合に日本における商標の使用に該当する、と非常に明確にされています。これを踏まえたと、逆に、海外で権利保護を行うことを考えた場合に、海外で同じように明確な指標が出されるかどうか分かりませんが、今後日本に出したものが海外でどこまで通用するかということを考えますと、国際商標の取得のニーズが高まってくることが期待されます。

中小企業におきましては、コスト的にも専門人材的にも非常に制約がある中で、国際商標出願をしていかなければならないとなってくると、J E T R O 等の海外展開支援機関との連携ですとか、I N P I T の知財総合支援窓口への相談、こういったものも実際あるわけですが、これをもっとオープンにといいですか、利用を促進していただきたいと思います。また、中小企業等の海外展開支援事業費補助金、こういったものも、この商標におきましてもしっかり活用できるような積極的な支援をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○尾茂商標審査企画官 中小企業目線からの貴重な御意見、ありがとうございました。いただきました御意見につきましては意見として承らせていただきましたので、担当部署のほうにお伝えしたいと思います。どうもありがとうございます。

○梶原委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

島並委員、どうぞ。

○島並委員 ありがとうございます。今般の御提案は、海外にサーバーがあり、それを用いた広告活動が日本の需要者に向けられている場合に日本における商標の使用と考えようということで、基本的な考え方としては私も賛成であります。それに関連して2点お伺い

したいと思います。

1 つは、逆に、日本のサーバーから海外の需要者に向けて広告を打った場合が日本での商標の使用に入るのか入らないのか。物理的には日本のサーバー上で行われている広告活動ですが、このたびの御提案のように、どこの需要者に向けられているかということを強調するのであれば、むしろこの例では日本での商標の使用には入らないという考え方もあり得るかなと思います。そうした影響があり得るのかどうかという点について、まずは伺いしたいと思います。

2 点目は、今般、広告という使用行為に着目されているわけですが、それが他の使用行為にどういう影響があるのかということでもあります。具体的には、商品の譲渡や引渡し、あるいは引渡しのための展示等が海外で日本の需要者のみに向けて行われている場合というのもあり得ると思うのですね。日本へ輸出するためだけに、外国において商標品の譲渡がなされているという例です。

恐らく今回の議論ではこうした例は想定されていないと思うのですが、広告についてだけ日本の需要者に向けられているかどうかという基準が立てられるのであれば、なぜ広告のみがほかの譲渡等の使用行為と区別されるのかというところが理論的には気になるところであります。

今申し上げた点に関連してさらに、条文上は輸出という行為が使用に含まれております。輸出は一般的には海外の需要者に向けられる行為だと思いますので、それが明文の規定をもって使用に含まれていることとの関係で、今般の需要者基準を広告において取るということをどう位置づけるのかということも御教示ください。

以上です。

○尾茂商標審査企画官 御質問ありがとうございます。1 点目に関しましてですが、日本にサーバーがある場合というところで、今回の考え方というのは、サーバーが物理的にどこにあるのかというところは基本的には関係がなく、どこの国の需要者に向けられているのかというところが問題となりますので、日本にサーバーがあったとしても、それが海外の需要者に向けられていると評価できれば、それは海外においての使用、日本における使用とは認められないということも考えられると思います。

2 点目に関しましてはとても難しい御質問でございまして、我々としては、典型例として、やはりインターネット上の商標、国境をまたいだ商標の使用というテーマで考えさせていただいておりますので、典型例としてはやはりインターネット上のウェブサイトにお

ける広告的な使用というものを想定しているところでございますので、それ以外の使用行為につきましてはより検討を深めていきたいと考えます。すみません。すぐこの場で回答を申し上げることができずに申し訳ございませんけれども、問題提起として受け止めたいと思います。どうもありがとうございます。

○田村委員長 出しゃばり過ぎかもしれませんが、委員長の立場を離れて個人的な見解を申し上げますと、大変難しい論点で、2つの考え方があると思います。つまり、輸出とか譲渡とかに関してですね。

一つの考え方は、あくまで属地主義で考えて、日本で行われているのであれば、日本の商標法を適用し、外国で行われているものには外国の商標法を適用するというものです。ただ、それは一つの考え方だとは思いますが、私は別の考え方を持っています。現行法では、たしかに商標の使用行為として輸出が入っていますけれども、あれは日本で商標に起因する何か混同のおそれが生じていて、その効果が外に波及するときは日本法を適用してよいのですけれども、島並さんのおっしゃったような例で、専ら日本では全く取引がなくて、物理的には物が日本から動いているけれども、全く外部の人に触れない形での輸出が行われているというときには、日本法が適用されるのではなく、仕向地の法の問題だと私は思っています。ただ、必ずしも裁判例や学説がはっきりしているわけではない状況ですので、手を着けるにはまだ時期尚早ということになるのではないかと思います。

以上です。

ほか、いかがでしょうか。

中山委員、お願いします。

○中山委員 ありがとうございます。今回の考え方や整理、方向性についてはおおむね異存はございません。他方、確認させていただきたい前提的なことも含めて何点かお伝えさせていただきますでしょうか。

まず1つ目、前提としまして、本議題で検討しようとしている対象の範囲といたしますのは、インターネット上の国境をまたいだ現実の商品・役務への商標の使用のみではなく、メタバースにおいて提供される仮想の商品についての商標の使用についても含まれるという理解でよろしいでしょうか。

もしその理解でよろしいようでしたら、その仮想商品の場合の商標の使用と現実商品の場合と同じ基準でよいのかどうか、ほかにそれぞれ個別に考慮すべき要素はないかといった点も検討する必要があるのではないかと考えております。

また2つ目です。こちらを確認ですけれども、商標の使用という考え方を整理するという事で、侵害の場面も不使用取消の場面も、「使用」自体については同じ考え方でいく、ただし、商標的使用の観点については別途という理解でよろしいでしょうか。これが2つ目です。

3つ目です。商標法でも意匠法でも保護され得るアイコンのような対象というものが存在すると思います。この場合、インターネット上の国境をまたいだ商標の使用や意匠の実施については、意匠制度における考え方と商標制度における考え方の整合を取るとかすみ分けをするということが必要かと思うのですけれども、この点に関しては意匠制度小委員会の議論を待ってからというような位置づけ、考え方でよろしいでしょうか。

4つ目は、先ほどもほかの委員の方が触れられていたのですけれども、商業的效果と日本の需要者に向けられているかどうかという基準に関してです。現時点では、言語は日本語、通貨が日本円、日本国内に連絡方法があるかという、基本、日本の要素を基準にしていると思いますが、今後インターネットサービスのビジネスのさらなる多様化や、ネットワーク関連技術の発展に伴って、そのときにおける合理的な解決を図るには日本語、日本円通貨、日本国内というような基準以外の要素も広く柔軟に考慮していく必要があると考えております。

そして、御説明いただいた資料には、海外のサーバーにあるショッピングサイトにおいて日本の登録商標が表示されている場合の事案があるのですけれども、もちろんこれに限られず、ちょっと派生した、少し変化した形の事案もカバーできるような考え方、基準を整理していくというように理解しております。

最後になりますが、資料や御説明によりますと、法改正をすぐに検討されているわけではないと理解いたしました。今回の検討や議論の内容というのは、位置づけ的にはどのようなものになるのでしょうか。ガイドライン的なもので方向性を確認するものであるのか、すぐではないけれども法改正を将来検討されていて、それを見据えたものなのかといったところをお聞かせいただければと思います。

すみません。長くなりました。ありがとうございました。

○尾茂商標審査企画官 御確認事項、御質問事項、ありがとうございます。

1点目につきまして、今回の議論の射程というところですが、現実の商品・役務に限られず、仮想空間における商品・役務についても対象に入るであろうと考えてございます。

2点目でございます。侵害場面、不使用取消審判の場合、両方に共通する考え方かということで、こちらは御認識のとおりというところでございます。

3点目、意匠法、商標法の両方で保護され得るアイコンについての考え方ですけれども、アイコンが商標として商標権で保護できる場合には、当然商標権として保護され得る。一方で意匠のほうですね。意匠として保護され得るかという考え方、その場合の国境をまたいだ実施の考え方につきましては、お話ありましたけれども、意匠制度小委員会で今後検討することとなっておりますので、この場での回答は差し控えたいと思います。

4点目でございます。W I P O 共同勧告等における考慮要素についてですけれども、こちらにつきましては御認識のとおりでして、資料に挙げられている要素のみではございませんので、今後の取引秩序の変化に応じて考慮要素が見直されることもあり得るものと考えております。

5点目ですけれども、今回お示した海外にサーバーがあるような例というのは典型例を示したものですので、こういった事例に限定するものではないと、御認識のとおりと考えております。

6点目ですけれども、言及ございましたとおり、現時点での法改正は考えておりません。あくまで特許小委での検討がなされていることを受けて、商標での考え方を整理したものという形となっております。

以上となります。

○中山委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですね。

それでは、いろいろと将来的な問題についても御意見をいただきましたけれども、現時点では喫緊の課題ではないということで、改正には結びつけないという事務局からの御提案についてはおおむね賛同いただいたものと理解しております。

仮想空間における商標の保護

○田村委員長 それでは、本議題につきまして自由討議は以上とさせていただきます、次に、「仮想空間における商標の保護」について、事務局から御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○尾茂商標審査企画官 説明させていただきます。2つ目のテーマとなります。

スライド20を御覧ください。こちらは仮想空間におけるビジネスの広がりについて御説明しております。2つ目の矢印ですが、仮想空間におけるビジネスの主体についてです。二者に大別されると考えております。1つ目が、現実空間でビジネスをしている事業者が仮想空間に進出したケースです。2つ目が、仮想空間でビジネスを始めた、仮想空間初のビジネス主体です。

スライド21を御覧ください。1つ目の矢印ですが、今申し上げた2つの主体いずれもが仮想空間で使用可能な様々な3Dモデルを制作し販売している実情にあります。

スライド22を御覧ください。1つ目の矢印ですが、意匠につきましては、こうした3Dモデル等について模倣が実際に行われているという実情がございます。それを受けまして、2つ目の矢印ですが、商標でも仮想空間における模倣が問題となり得ると考えております。このような状況のもと、先ほどの3Dモデルのような仮想空間上の商品について、まず商標は登録できるのかという登録可否の話と、登録できた場合、その商標権に基づいて権利行使ができるのか、その範囲はどこまでかという点について整理すべきであろうと考えております。

スライド23を御覧ください。議論を進めていくに当たりまして、その対象を明確にさせていただきます。商標登録の対象となる3Dモデル、こちらを仮想商品と呼ばさせていただきます。その仮想商品の定義ですが、スライド上段の矢印を御覧ください。仮想空間とは、仮想空間上で商品等の形状を表示するためのデジタルデータ、これを仮想商品としたいと考えます。

例としましては、アバターに着せる被服のデータであるとか、仮想空間に設置する家具のデータとなります。スライド下部に具体例を掲載しております。

スライド24を御覧ください。今回の議論の対象から除きたいものが1つございます。スライド下部の例を御覧ください。JPO家具バーチャルショールームということで、現実の家具を模した3Dモデルを展示しております。ここで売買の対象となっているのは現実の家具となります。すなわち、スライド上部の1つ目の矢印ですが、これは現実の商品を広告する目的で使用されているものです。今回議論したいのは、3Dモデルそのもの、すなわち、仮想商品を売買する際に使用される商標の保護のお話ですので、このようなケースにつきましては今回の議論の対象外といたします。

スライド25を御覧ください。それでは、仮想商品について商標は登録可能かという点で

すが、1つ目の矢印に結論を書いてございます。仮想商品に係る商標につきましては、現行法で登録による保護が可能です。仮想商品に関する表示としましては、例えば第9類「ダウンロード可能な仮想被服」のように指定し、出願することで登録が可能です。

2つ目の矢印ですが、このことは国際的にも同様の整理がなされております。

3つ目の矢印ですが、このような国際的な議論を踏まえ、我が国におきましても、仮想商品に関するガイドラインを策定し、公表済みでございます。

スライド飛びますが、スライド27を御覧ください。仮想商品に係る商標は登録可能であるということですが、では、登録を受けるために商標出願した場合に何か問題が生じるのかということを表したのがこちらのスライドです。

スライド下段の事例を御覧ください。左側が出願人で、商標「J P O」第9類「ダウンロード可能な仮想家具」について出願した場合。右側を御覧ください。既に現実空間の家具について同じ商標、他人が登録していた場合にはどのように判断されるのかということが問題となり得ます。ここで両者の商標は同一ですので、仮想家具と現実の家具が類似するのかという点が問題となります。こちらにつきましては、スライド上段の1つ目の矢印を御覧ください。

商標における商品の類否を考える際には、ここにごございます生産部門・販売部門等が一致するかを考え、それらを総合考慮して判断いたします。仮想商品については、個人のクリエイター等が様々な種類の仮想商品をつくる実情があるのに対し、例えば現実の家具は家具メーカーが生産しております。このように、両者は生産部門が異なり他の要素も一致しない場合が多いため、我々としましては、仮想商品と現実の家具は類似しないものと考えております。

商品が類似しないため、下の事例の出願につきましては登録ができるということになります。ここでよくお話をいただくのが、それでは現実の著名な商標について、第三者が勝手に仮想商品について出願した場合、登録できてしまうのかというお話がございます。こちらについては、この事例の下にごございます赤下線部分ですけれども、商標法4条1項15号等の条文によりまして、混同を生ずるおそれがあれば出願が拒絶されるということになりますので、制度的な担保はなされていると考えております。

スライド28を御覧ください。先ほどは現実の商品と仮想商品の事例でしたけれども、こちらのスライドでは、仮想商品同士の類否、これがどのように判断されるかでございます。

スライド上部1つ目の矢印ですが、仮想商品は同じクリエイターが様々な仮想商品をつ

くるという実情があるため、生産部門は一致いたします。販売部門等も一致する場合がありますと考えております。したがって、仮想商品同士は類似するものと我々としては考えております。

下の事例には、左側のC社が、商標「JPO」をダウンロード可能な仮想家具について出願したとき、右側、既に同じ商標を仮想自動車について他人が登録していたような場合ですが、これは商標が類似するということで、左側の出願は拒絶されます。

スライド29を御覧ください。今まで、商標の登録可否、すなわち、出願審査段階における商品の類否の話をしてきました。ここからは権利行使段階の話となります。このスライドは権利行使の一般的な説明をしているため割愛をいたします。

スライド30を御覧ください。こちら、仮想商品に係る商標についての権利行使について述べたものです。我々としては、基本的に、今まで御説明しました審査段階の判断と同様の考え方になるのではないかと考えております。すなわち、スライド下部の事例3にあるように、現実の商品と仮想商品は類似しないため、権利行使は原則できず、事例4にあるように、仮想商品同士は類似するため、原則、権利行使できるのではないかと考えております。

しかしながら、こちらはあくまで特許庁の見解を述べたものであり、裁判においては様々な事情が考慮されるものであるため、何ら司法の判断を拘束するものではありません。

スライド31を御覧ください。こちらは、仮想商品と現実の商品を非類似とする考え方についてユーザーの皆様に御意見を伺った結果となっております。おおむね評価をいただいております。

スライドが飛びますが、スライド34を御覧ください。こちらは、今度は仮想商品同士を類似とする考え方についてユーザーの皆様に御意見を伺った結果となっております。こちらもおおむね評価をいただいております。

スライド35を御覧ください。今まで述べた考え方について国際的に見るとどうであるかですが、スライド上部の矢印にありますように、仮想商品と現実の商品については、原則、非類似とする、あるいは個別判断とする国が多いものと考えております。すなわち、原則として類似とするという国は確認されておらず、日本の運用は各国と調和したものであると考えております。

なお、本スライドは仮想商品と現実の商品の類否について述べておりますが、仮想商品

同士の類否につきましては、今年度の調査研究事業において調査を行う予定であります。
また、権利行使段階につきましても同様でございます。

スライド飛びますが、スライド37を御覧ください。こちら、今まで述べた考え方をまとめたものです。仮想空間に係る商標の登録可否としましては、現行法で登録が可能です。そして、(1) ですが、仮想商品と現実の商品は原則非類似と推定されるため、原則として登録可能である。(2) ですが、仮想商品同士は原則類似と推定されるため、原則として登録不可であると考えております。

権利行使につきましても、個別の事情が考慮され、個別的な判断がなされるものと承知しておりますが、基本的な考え方としては登録可否と同様に考えることもできるのではないかと考えております。

したがいまして、下向き矢印の箇所ですが、下線部分のとおり、現行の商標制度で一定の保護がなされているのではないかと考えておりますが、この点につきまして御審議をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 では、ただいまの仮想空間における商標の保護に関する事務局からの御説明に関しまして、御意見、御質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

奥脇委員、どうぞ。

○奥脇委員 教えていただきたいところも含めてなのですが、まず、ページ28ですかね、これは権利の登録のところの話ですよね。両方、仮想空間同士だと思うのですが、仮想空間同士で、一方は家具、一方は自動車。でも、これは基本的には類似となるため、登録にならないという理解でいます。

次に30ページ、これは権利行使のほうですけれども、ここの下の事例は仮想空間と仮想空間同士ですけれども、ここは家具と家具ということで権利行使できるという判断。逆に、先ほども申し上げました仮想空間同士で、家具と自動車という場合の権利行使を考えた場合に、それは権利として使えるのかどうかというところはどのように判断されるのかというのはちょっと確認させてもらいたいのです。すみません。

○尾茂商標審査企画官 御質問ありがとうございます。いただきました御質問、権利行使の可否につきましては、やはり裁判所による個別判断となりますので、特許庁として断定できるものではございませんので、明確な回答を申すことができないという旨、御了解いただければと思います。

ただ、我々としましては、判例等、既存の枠組みに照らせば、仮想商品同士は原則類似

ではないかと考えてはいるところでございます。今後の司法判断の動向を注視していきたいと考えております。

○奥脇委員 どうもありがとうございます。ここって、実際にユーザー目線で、権利行使した場合は結果どうなるのかというのは日本知的財産協会の中でも議論はして、結構意見が分かれたところなので、できればさらなる事案検討というのをぜひしていただいて、何かしらの方向性を出してもらおうというのも一つの考え方かなと。

あと1点、今回ヒアリングさせてもらっている企業さんってかなり限定されている業界かもしれないので、もう少し幅広い業種を対象に意見聴取してもいいかなと感じました。

以上になります。ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

梶原委員、どうぞ。

○梶原委員 ありがとうございます。仮想商品に係る商標の使用に関する権利行使ですけれども、今検討されている方向性では「現実の商品の商標権は仮想商品に対して行使できない」としつつも、商標が周知、著名であれば、不正競争防止法により、他人の使用を排除することができるとなっておりますけれども、この周知とか著名というところの基準の見極めが難しいのだろうな、と思います。

中小企業におきましては、そういったことに関してクリアランス調査等をするとなると、また非常に負担がかかりますので、少なくとも自社商標が著名であるとか周知されているというようなことの該当有無がわかるような、一定の基準を設けていただくと非常に助かるなというところであります。

そしてもう一つ、これからバーチャルの空間が広がっていきますと、今申し上げたように、今現実の商品で持っている商標権を仮想空間でも加えて、第9類として申請していくということも起こり得るだろうと思いますので、そのときには、先ほどと同様ですけれども、I N P I T等の支援機関の活用や補助金、出願する中小企業に対する支援も御検討いただくよう、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○尾茂商標審査企画官 御意見ありがとうございます。1点目の権利行使段階における不正競争防止法等における周知、著名の判断につきましても、すみません、特許庁としましてはなかなか申し上げにくいところでございますので、やはり個別判断というところになりますので、様々な裁判例が蓄積されていくことを注視していきたいと考えてございます。

2点目につきましては御要望として承りました。どうも御意見ありがとうございます。

○梶原委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ほかいかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。今お話に出たことと少し関連するかもしれませんが、スライド37の上のほうの仮想商品に係る商標の登録可否の（１）の※印「４条第１項15号等の拒絶理由に該当し」というところですが、混同というのは、判例上、周知著名性や指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度や取引者・需要者の共通性等により判断されるべきであるとされているのですが、この例えば有体物同士ですと、商品の関連性は全く違うものだと難しかったと思うのですが、今後ですと、仮想空間に対して有体物の著名な商品等がある場合というのは商品の関連性が認められやすい方向に審査されていく傾向になるのでしょうか。

○尾茂商標審査企画官 こちらにつきましても、そうした要素というものを総合的に考慮してまいりますので、一概に回答することは難しいというところでございます。そのように判断される場合もあり得るのだろうと考えております。

○石井委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 ありがとうございます。このように整理をしていくこと、仮想空間における商標の保護についての方向性についてはおおむね異存はありませんが、やはり仮想商品等の類似に関してのところには課題が残るのではないかと考えております。具体的には次の事項で大きく２つに分けてお伝えします。

１つ目は、まず仮想商品と既存の現実商品との類似関係に関するところです。現在、仮想商品に関する商品については類似群コードが11C01を中心に特定の、３つくらいの類似群がついていると思いますが、これは既にこの類似群に属している既存の現実商品があるというところで、そこに属すると考えられているということだと思います。

この場合に、商品の性質上、既存のこの11C01などに入っている商品と仮想商品が類似と考えて本当によいのだろうかというのが１つと、あとは、特定の類似群の肥大化というのが今少し問題視されているところだと思いますので、また仮想商品について出願が増えたらこの状態がさらに招かれるのではないかとということがあります。また、それに伴って権利の取得が困難になるのではないかとということもあり、権利取得の段階で幾つか課題が

あるのではないかと考えております。

仮想商品同士を類似とする理由として説明されていましたが、例えば制作するソフトウェアが共通しているだとか、制作するものが共通しているということがあるようですね。けれども、それでもなお、先ほどの現実の既存の商品との関係で似ていると言っているのだらうかというのが疑問にございます。

まだそれほど仮想商品が現実に出ているということもあるかもしれませんが、現時点では既存の類似群コードに属するという整理だとしても、今後のビジネスの発展やそれに伴う市場での需要者の仮想商品に対する認識を見ながら、様々な観点から検討して、仮想空間と現実商品の類似について今後見直す機会を持つことをお考えいただければと思います。

例えばですけれども、ある程度いろいろな事例が蓄積された時点で仮想商品独自の新たな類似群コードを付すとか、そのようなやり方もあるのではないかなと考えております。

2点目が、今度は仮想空間同士の商品類似関係についてです。既に他の委員の方もおっしゃっていたように、これが果たして常に類似と推定して適切と言えるのかという点です。使用される商標が周知か著名かという観点のほかにも、先ほどもお話にありましたように、現実の商品が先にあって、そこ発祥で仮想商品にいくパターンと、本来、仮想商品出身といますか、仮想商品だけで始まっているような商品というものがあると思います。ですので、そういった個々の周辺の状況だとか事情によっても、出所混同の可能性にグラデーションが出てくると思います。そのため、やはりどこかの時点でまた、仮想商品同士の類似が、今の類似という判断、考え方でよいのかどうかを検討する機会を持つことを考えていただければと思います。

また、商品の性質上、議題1のように、インターネットを通じて国境をまたいだ使用となることが想定されますので、類似のことを検討する際に、海外の諸外国の考え方ともある程度調和を図っていくということも重要だと考えております。

いただいた資料には、類似の場合の解決方法としてコンセント制度の利用ができると御記載がありまして、コンセント制度自体は大いに活用していきたいとは思っております。ただ、懸念としまして、今、仮想商品同士が類似するという考えの根拠に挙げられていた事項からしますと、コンセント制度を利用したときに出所混同が生じないと主張するための要素、根拠があるといえるのだらうかという点があります。仮想商品同士が類似するという考えの根拠に挙げられていた事項とコンセント制度を利用したときに出所混同が生じ

ないと主張するための要素、根拠が相反してしまうのではないかとすることがありまして、コンセント制度を実効的に使えるかどうかという心配、懸念がございます。

また、コンセント制度は、類似の前提において、当事者同士の合意と一定の要素によって混同を避けられると判断される話ですので、先ほど申し上げました仮想商品同士の類似についての課題の根本的な解決としては、ダイレクトな解決手段ではないと考えました。

最後になりますが、今回の検討の対象範囲は仮想空間上での商品ですが、今後仮想役務に関してもどこかの段階でこのような整理を行っていくことを考えていらっしゃいますでしょうか。こちらが最後の質問、発言とさせていただきます。ありがとうございました。○網谷商標国際分類室長 中山委員、貴重な御意見ありがとうございました。本件、仮想空間上の商品役務に関連する事項の御質問でしたので、国際分類室のほうから御回答させていただきます。

まず、幾つか問題があったかと思いますが、各国の情勢を見ながらということで御要望を賜りましたけれども、まずその点におきましては、先ほど尾茂が申し上げましたとおり、今年度、調査研究を行って、各国の具体的な制度運用等々は見直す機会を設けておりますので、そこで情報収集した上で、中長期的な目線で、若干すぐにどうこうできるわけではありませんが、対応してまいりたいと思っております。

無論、その調査の結果と今後の仮想商品のビジネスの進展、そしてあと司法判断の動向を注視しながら、要すれば我々としても改めて検討を行いたいと思っているということをこちらでお伝えさせていただきます。

続きまして、特定の類似群が混み合っていると11C01について言及いただいたと思っております。その点については、昨年度、私どものほうで、この11群について造詣の深い団体ですとか企業様を特定し御意見をいただきました。こちらにおいては、11Cの在り方について検討するといったことについては多くの皆様から御賛同の意見をいただいている次第です。

ただ一方で、どのような在り方がよいのかというのは業界ごとに多様な御意見をいただいたことから、拙速に判断はちょっとできないかなと考えている次第です。

ちょっと一例を申し上げますと、例えば11C01、コンピュータプログラムをより細かくして、一定の法則でグルーピングし、それを異なる類似群を付与するというような方法も考えられるが、例えばですが、目的別、機能別、業界別などといったグルーピング方法等もあるので、どのように分けるのかが悩ましいといった御意見ですとか、汎用プログラム

のようにグルーピングできない商品をどのように扱うのか、こちらについても悩ましいのではといった御意見。

そして、コンピュータプログラムの用途は増えたり変わったりするといったような取引の実情があるため、出願時点で用途の記載を求められるとかえって不便であるといった御意見、そして、結局全ての用途を網羅的に記載して出願することになるため、すみ分けといっても効果は結局少ないのだといったような御意見も多数いただいた次第です。

このようなことから、調査研究を、海外の事情を参考にし、今年度得るであろう結果をもとに、来年度以降、国内での検討の着手を始めたいなと思っておる次第です。

また、コンピュータプログラムのところで1点、我々としても注意をしなければいけないと思っている点が、様々な商品やサービスにアプリが連動していたりコンピュータプログラムを使用しているような時代になっておりますと、一昔前に比べると業界の垣根を超えた事業の方の参入が非常に11Cのところで、増えているような事情がございます。そのため、利害関係等も複雑であるために拙速な判断は非常に難しいのかなと思っているような次第でございます。こちらについては、本日御参加いただいておりますJIPA様ですとか企業の皆様の御意見を賜りつつ、慎重に検討してまいりたいと思っている次第でございます。

続きまして、仮想空間上の役務同士のお話もいただいていたかと思います。こちらについては、先ほど尾茂から説明があったように、商品とは整理する観点が異なっているといったようなことから、例えばこのような制度を検討する商標制度小委のような場で議論することは現時点では想定しておりませんが、例えば仮想商品と現実商品とは生産部門、販売部門、原材料等が一致しない場合が多いと考えられるため、現行においては非類似と考えられておりますが、役務の場合は、類否を考える際には2つのパターンがあると私どもでは現在考えております。

1つ目は、仮想空間において提供される役務と現実の役務とで目的や提供に係る内容が一致する場合を考えております。この場合には既に類似と考えており、そのような運用を進めている次第でございます。

例を挙げますと、仮想空間におけるコンサートの企画・運営と現実世界におけるコンサートの企画・運営という役務は、仮想空間において提供された場合でも現実の世界で提供された場合でも、提供の目的や提供に係る内容が一致する場合が多いため、現時点では類似と考えているような次第でございます。

2つ目の視点としまして、仮想空間において提供される役務と現実の役務とで目的や提供に係る内容が異なるような場合もあるかと思います。この場合については非類似と考えておりまして、そのような運用を現行行っている次第です。

例を挙げますと、仮想空間において飲食物を提供する役務を考えてみますと、仮想空間で飲食物を模したデジタルデータが提供されていることが想定されると思いますが、このデジタルデータは現実には飲食できるわけではございませんので、仮想空間において飲食物を提供するような役務は、現実世界での飲食物の提供という役務とは、目的、そして提供に係る内容が異なっているため、現時点では非類似と考えておる次第でございます。

ただ、これらのことを踏まえまして、各国での状況を整理しながら今後慎重に検討してまいりたいと考えている次第です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中山委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

大向委員、どうぞ。

○大向委員 大向です。御説明ありがとうございます。

弁護士の立場から、今の様々なディスカッションもお伺いしていると、やはり一つの商標の登録でどこまで独占権がある範囲であるのか、また、37条によって他人を排除することができる・し得る範囲になってくるのかという商標の権利範囲と効果というものを考えた場合に、登録の場面と、それから侵害の場面のいずれでも、原則類似として扱うのか、非類似として扱うのかというのは実務的には大きな影響があつて、今回の議論においても皆様気になられるところでありますし、代理人としても、とても難しい問題だと思っております。

ただ、私としてはまず、今回、特許庁に御説明をいただいた方向性については、基本的には賛成したいと思っております。その意味としては、登録場面において、仮想空間における商品同士の類否に関して原則類似として考えます、という点です。

これに関して侵害場面については、特許庁の御説明からしますと、登録場面と同じように考えるのであろうということはあるつつも、最終的には裁判所の御判断になるので、コメントは一部控えますというお立場だと理解しております。基本的には、登録の場面ではまず類似群コードを同じくし、類似として考えるけれども、侵害の場面はまた別と考えられるのかなという理解をしております。

また、商品の類似性を考える上で、背景とされているのは、資料にもあります最高裁の

橘正宗事件の判決と理解しております。仮想空間における商品役務に関する商標審査も裁判所で判断されたこの基準に基づいて判断していくということであり、かつ、ここで今お話しいただいているとおり、仮想空間における商品として、現状では同一業者さんが、家具であったり自動車であったり、リアル世界では類似とするのはなかなか考えにくいというようなものであっても、同じ事業者さんの出所となって取り扱われることがあるということ念頭に置かれているということで理解しております。ですので、これら御説明いただいた事情を基にここでは賛成いたします。

ただ、個人的な理解といたしましては、具体的な事案において、やはり判決が示す基準への当てはめというのはいろいろなものがありますし、それから、何よりも商標で考えておくべきところとしては、商標法1条にもありますとおり、商標は出所の表示ということとともに、需要者の利益を保護するということで、常に事業者の出所としての保護と、それから消費者なり需要者の目線でどう見えるかという両面を考慮していることが商標の重要かつすばらしいところであると思っております。先ほどのディスカッションでも出てるように、実態の把握に関しては海外の法制度の調査を御予定されているということもあるので、現在把握している事情が変化していく可能性もある世の中の状況を踏まえて、また見直しなり、各ユーザーが使いやすい制度運用を意識していただけるものと理解し、期待をして、賛成と申し上げたいと思っております。

○尾茂商標審査企画官 全て御認識のとおりというところでございまして、御意見いただいた形で今後も検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですね。この件に関しましてはおおむね御賛同いただいたところもありますけれども、課題も幾つか指摘されておりました。事務局のほうも中長期的に考えるということですので、引き続き事務局とも相談しつつ検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、本議題につきまして自由討議は以上とさせていただきます。

生成A I 技術の発展を踏まえた商標制度上の整理

○田村委員長 次に、「生成A I 技術の発展を踏まえた商標制度上の整理」について、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○尾茂商標審査企画官 それでは、スライド38を御覧ください。3つ目のテーマとなりま

す。

スライド39を御覧ください。こちらは近時の生成A I と知的財産に関する検討状況でございます。詳細な説明は割愛いたします。

スライド40を御覧ください。こちらは生成A I に関し特許や意匠との考え方の違いを説明したものです。スライド下部の表にありますように、特許では、A I が考え出したものが特許法上の発明に該当するのかが等の問題が生じます。これは、特許が人間が考え出した知的創作物を保護するものであるために生ずる問題であります。

一方、商標法ですが、スライド上部1つ目の矢印にありますけれども、創作物を保護するものではございません。自他商品を識別するための標識を保護するもので、そのように機能するものは原則保護可能であるため、特許のような問題は生じないものと考えられます。

スライド41を御覧ください。それでは、商標としては何を考えるべきかということで、大きく3つあるのではないかと考えております。

スライド下部の図を御覧ください。真ん中にA I がございまして、左側にA I に学習をさせる学習段階がございます。この段階では、スライド上部①にありますが、他人の登録商標を学習させる行為が問題になるのかという論点がございます。次に、スライド下部の右側ですが、学習したA I が何らかの文字、図形等を生成した場面、生成利用段階がございます。スライド上部②にもありますが、A I が生成したものに他人の登録商標が含まれている場合に、それを商品に付して販売する行為等が問題となるのかという論点があります。また、③ですが、同じく出力されたA I 生成物を商標出願した場合に登録は認められるのかという論点がございます。

スライド42を御覧ください。それぞれの論点について御説明いたします。まず、①学習段階です。他人の登録商標が含まれるデータをA I に学習させる行為に商標権の効力が及ぶかですが、登録商標をA I に学習させる行為は商標法上の使用行為ではないため、商標権の効力は及びません。すなわち、商標権侵害とはなりません。

②生成・利用段階です。他人の登録商標を含むA I 生成物を利用する行為について、商標権侵害の判断は従来の商標権侵害の判断と同様と考えられます。A I 特有の考慮要素は想定しがたいものと考えます。

③A I 生成物の商標登録の可否です。自然人により創作されたものかA I により生成されたものかにかかわらず、従来の商標登録出願と同様に判断されるものと考えられます。

スライド43を御覧ください。以上申し上げましたとおり、登録商標をA Iに学習させることは商標権の効力が及ぶ行為に該当せず、また、A I生成物を含む商標について出願・権利行使する場合であっても、原則として、従来の商標登録出願や商標権と同様に扱われるものと考えております。

下向き矢印のところですが、商標に関しては、現行の商標制度で一定の整理がなされているのではないかと我々としては考えております。この点につきまして御審議いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 では、ただいまの生成A I技術の発達を踏まえた商標制度上の整理に関する事務局からの御説明に関しまして御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは、御賛同いただいたものと考えます。それでは、本議題につきましては、自由討議は以上とさせていただきます。

公報におけるプライバシーの保護

○田村委員長 次に、「公報におけるプライバシーの保護」について、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○吉野普及支援課長 普及支援課の吉野から説明させていただきます。

「公報におけるプライバシーの保護」につきまして、特許制度小委員会及び意匠制度小委員会で御審議いただいた内容を御説明いたします。

スライド1でございます。公報発行制度の意義でございますが、特許庁では、特許法をはじめ各法律に基づいて公報を発行しておりますが、その主な目的は2つございます。1つ目は出願の公開、2つ目は権利の公示です。明治22年から公報を発行しておりますが、平成27年4月以降は全ての公報をインターネットで発行しております。また別途、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）では、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）により、インターネットを通じて無料で産業財産権情報の検索ができるサービスを提供しており、公報情報にも簡単にアクセスすることが可能となっております。

スライド2を御覧ください。現行制度の課題でございます。公報には、「権利の公示」などの観点から、出願人・権利者及び発明者などを特定するため、特許法をはじめ各法律

に基づいて氏名及び住所の個人情報が掲載されております。商標におきましては発明者などの概念はございませんが、出願人・権利者については同様の扱いでございます。

インターネット公報では、誰でも容易にこれらの個人情報にアクセスできる上、昨今では、D Xの進展に伴い、特許制度や商標制度上で想定される利用範囲を超えた個人情報の転用や発信などが容易になり、個人のプライバシー保護の必要性が高まっております。

先ほどお伝えいたしましたJ-PlatPatなどの情報提供サービスでは、先んじて住所の概略化を行い、その結果、これらのサービスにおける住所表記に関するプライバシー保護の要望にはこれまでも応えてまいりました。

しかしながら、それらの一次情報であります公報につきまして、住所がそのまま掲載されておりますため、その後も個人の住所掲載を懸念する要望が多く寄せられている状況がございます。特に商標においては、個人出願人の割合が比較的高いため、住所掲載を懸念する御意見が多く寄せられており、その理由といたしまして、資料の下段に掲載しておりますが、S N S等で活動している個人事業家が住所公開により不特定多数から悪質な嫌がらせを受けるなどの声も聞いております。

そのため、出願人・権利者及び発明者などのプライバシー保護の必要性と、それらの情報の利活用の両側面を考慮し、D X時代にふさわしい制度措置として、公報における住所表記の在り方を検討する必要があると考えております。

スライド3でございます。公報に住所が掲載される者のニーズについてでございます。検討に当たりまして、公報に住所が掲載される者と、公報に掲載されている住所情報を利活用している者それぞれのニーズについてアンケート調査を行いました。

まずは、公報に住所が掲載される者のニーズについてです。公報における個人住所の掲載希望の有無につきましては、出願人・権利者と発明者等とで分けて調査いたしましたが、いずれも掲載を「希望しない」とする回答が半数以上あり、「どちらでもよい」者まで含めた場合、全体の80～90%程度に達しております。

スライド4でございます。続きまして、住所掲載による支障があったかにつきましては、支障がないと回答した出願人・権利者などのユーザーが多数である反面、一部のユーザーにおきましては、ダイレクトメールによる実害や、自身の住所がインターネットで公開されることへの不安から出願を躊躇したケースなども挙げられております。

スライド5から7は公報の住所情報を利活用している者のニーズについてでございます。まず、特許庁に出願したことのあるユーザーのうち住所情報を利活用している者は10～

30%程度で、その利用目的は「特定の出願人・権利者などの抽出」や「ライセンス等の接触」が多く挙げられております。資料に掲載されております利用目的につきましては、特許での回答をグラフ化しておりますが、商標におきましても同様の傾向があることを確認しております。

スライド6でございます。情報提供事業者や分析研究者においては、多くが住所情報を利活用しており、その利用目的は「同姓同名の判別」や「特定の出願人・権利者の抽出」、「統計や分析」が多く挙げられております。こちらにつきましても特許のグラフでございますが、商標におきましても同様の傾向でございました。

スライド7でございます。公報における個人住所が概略表記となった場合の支障につきましては、「支障がない」と回答したユーザーが88%と大多数でございました。「支障がある」と回答したユーザー12%のうち、閲覧請求で代替可能であると回答したユーザーが8%であり、閲覧請求でも代替不可であると回答したユーザーは4%にとどまります。

また、概略表記レベルの希望につきましては、「いずれでもよい」を除きますと、国内居住者につきましては「市区町村まで」、在外者につきましては「都市名まで」の希望が多く挙げられております。

スライド8でございます。参考情報となりますが、各国・地域の公報情報についてまとめております。主要な海外庁が発行する公報では、多くが概略表記の対応をしており、出願人・権利者と発明者等のいずれも住所を完全表記している国は日本のみという状況でございます。

スライド9でございます。こちらでは、他法域におけるプライバシー保護の検討動向をまとめております。

法務省において、プライバシー保護の観点より2つの制度見直しの検討が実施されました。1つ目は、登記事項証明書等における、代表取締役などの住所非表示措置の創設です。これは、住所を公開することへの抵抗感が起業の躊躇などにつながることを懸念する声の高まりを受けて、商業登記規則などを改正したものであり、昨年10月より施行されております。

2つ目は、破産手続における官報公告についてです。インターネット上の地図に破産者などの住所地がマークされ、氏名や住所も表示される破産者マップの問題を受け、法制審議会において検討が実施されました。破産手続における官報公告を廃止すべきなどの意見が出されましたが、破産公告は破産債権者の財産権を保障するための手段であるなどの意

見があったため、制度的措置は見送りとなっております。

スライド10でございます。以上の調査結果や他法域の状況等を踏まえまして、公報に住所が掲載される者のニーズと、公報の住所情報を利活用している者のニーズのバランスを図りつつ、D X時代における個人のプライバシーを適切に保護するため、公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所は、国内居住者については市区町村まで、在外者については都市名までの概略表記とするべく、商標を含む四法全てにおいて、所要の制度改正を行いたいと考えております。

この概略表記につきましては、あくまでも公報サービスに限ったものであり、出願書類や登録原簿等の閲覧請求では、引き続き出願人・権利者等の全住所を確認することが可能でございますので、破産手続における官報公告のように、それしか住所を知る方法がないというケースには当てはまらず、制度上の支障は特段ないものと考えております。

なお、スライド7に記載のとおり、閲覧請求でも代替不可と回答したユーザーが4%おりますが、これらの者のうち、大学等において、主に発明者等分析を行っている分析研究者につきましては、その分析を通じた学術研究に支障が生じないように、公報における個人住所の概略化に当たっては、別途、学術研究目的の者に限り、個人住所の一括閲覧を可能とするなど、所要の代替措置を設けることも併せて検討している点を補足させていただきます。

これらの内容につきまして、プライバシー・個人情報保護に関する有識者にも御参画いただいております特許制度小委員会、さらには意匠制度小委員会でも御審議いただき、この方向性に御賛同いただいているところでございますが、本委員会におきましても、商標の観点から御意見等を賜れば幸いです。

私からの説明は以上となります。

○田村委員長 では、ただいまの公報におけるプライバシーの保護に関する事務局からの御説明に関しまして、御意見、御質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 御説明いただきましてありがとうございます。

今の御説明で、スライド10のように、プライバシーの保護と利活用のニーズの調整が非常に取れており、その制度について賛同いたします。その上で1点質問なのですが、スライド3にございますように、出願人・権利者側でも住所掲載希望者が、多くはないですけれども、いる中で、ここまでの、スライド10のような一定の個人特定性の担保が求められ

るまでの表示ではなくて、自分は掲載を希望するという出願人側のニーズとの関係で、選択制ではなく、一律の対応とされた御趣旨を教えてくださいませんか。

○吉野普及支援課長 御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、選択制を採ることにより、掲載希望のある者に関して住所の全表記を引き続き掲載することは可能となりますが、選択制におきましては、本人の単純な選択ミスにより公開されてしまう場合、仮に、事後的に公報の掲載内容を訂正・修正したとしても、SNSも含めて、一度インターネット上で公表されたものを完全に削除することは実質的に不可能でございます。また、例えば、ライセンス目的で住所の全表記を希望したものの、その後、SNS等で住所情報が悪用されるなどの弊害が生じて後悔する、といった事態が発生する可能性もございますが、このような場合も、一度インターネット上で公表されてしまいますとやはり完全に削除することは不可能と考えてございます。

他方、ライセンス交渉等で連絡を受けたいといった意向などに関しましては、別途、出願書類や登録原簿等の閲覧請求により、第三者からのアクセス性が確保されております。

このため、登録原簿等及び公報で担っている公示機能のうち、情報発信していく公報の側面におきましては、個人情報保護の必要性を重く捉え、個人住所の掲載については選択制を採用せずに、一律概略表記とすることが適当ということで提案をさせていただきました。

以上です。

○石井委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、中山委員。

○中山委員 御説明ありがとうございます。プライバシー保護のために公報における個人の出願人・権利者等の住所を概略表記とすること自体には全く異存はございません。ただ、極めて実務的なのですけれども、識別番号に紐づく住所の完全な表記の情報の取得と確認が必要となる場面というのがありまして、そのような場合に、これまで迅速に確認できる手段のプロセスの中で公報が活用され、大いに役に立っていました。今後はその利便性が失われてしまうということはあるように思います。

識別番号の主体が関わる案件の出願番号が把握できている場合には、その出願番号を手がかりに、今回御紹介いただきました閲覧請求をして、手数料を納付することによって、今後は識別番号に紐づく住所の完全な表記の情報を得ることができるということは理解し

ておりますが、出願人が自分自身の案件に紐づく住所の完全な表記の情報を得るために、自分案件の目的で必要な場合に、より簡便で無料でできていたこれまでのような照会・確認の代替手段があるとよいと考えております。実際、出願人が自分の識別番号に紐づく住所の完全な表記の照会が必要となるという場面はございまして、そんな場面を想定しております。

いずれにしても、プライバシー保護目的で個人の住所を概略表記とすることに関しましては異存ありませんので、今お伝えさせていただきました出願人自身が自分の案件に対応する目的で、自身の識別番号に紐づく住所の完全表記を確認したいという場合の具体的な事例ですとか代替手段を要望している背景に関しましては、別途、意見交換を行っていただければ大変ありがたく思っております。

以上でございます。

○吉野普及支援課長 御意見ありがとうございます。公報における個人住所の概略化における対応につきまして御賛同いただいたということで、ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえまして、公報の今回の見直しの論点とは別に、出願人本人やその代理人が識別番号に紐づく住所の完全な表記を照会することができる運用につきましては、引き続き意見交換をさせていただきながら、個人情報保護の観点にも留意しつつ、検討させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○中山委員 大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、特に御意見がないですかね。今、最後に少し別の課題も示されましたけれども、対応の方向性自体については御賛同いただいたということで、本議題の自由討議は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

閉 会

○田村委員長 閉会に先立ちまして、本日取り扱いました議題につき、全体を通じて御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、最後に今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○田岡総務課長 本日は様々な御意見、貴重な御意見を賜りました。誠にありがとうございます。

います。

次回の本小委員会の開催につきましては、現時点では未定でございます。開催をお願いする際には、委員長と御相談の上で皆様に御連絡させていただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第12回商標制度小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、ありがとうございました。